

令和元年度 第1回にしお男女共同参画市民会議 会議報告書

日時	令和元年6月21日(金) 午後1時30分～午後3時10分	
場所	西尾市役所2階 21会議室	
委員	出席者	にしお男女共同参画市民会議委員：嶋崎恵美子委員始め7名 アドバイザー：中京大学教授 柳本 祐加子氏
	欠席者	赤堀正光、大嶋信吾、寺島裕子
事務局	永山課長、蛭川課長補佐、大竹主査、黒野主事	
傍聴人	1名	

あいさつ…地域つながり課長

※会議公開に関する件・・・会議は公開である旨報告（平成25年6月28日の会議で決定）

1 委員の交代について

2 議 題

(1) 第2次西尾市男女共同参画プラン改訂版実施計画調査結果について

(2) 西尾市パートナーシップ宣誓制度導入について

■会議概要

1. 委員の交代について

○西尾市教職員組合女性部代表交代のため

(新) 平坂小学校 寺島 裕子先生

(旧) 一色東部小学校 下野坊 由香里先生

○吉良町女性の会解散により、浅井聡美委員辞任

2. 議題

(1) 第2次西尾市男女共同参画プラン改訂版実施計画調査結果について

<事務局より①第2次プラン改訂版について、②各課の今年度の実施予定取組について説明>

○意見交換（主な意見）

<渡邊委員>

生涯学習課の「パパ講座」について、子育てネットワーカーとしてお手伝いしているが、重点的取組みとして取り上げられている講座だとは知らなかった。そのように扱われているのならば、担当課よりそのような視点でやってほしいなど話をしてもらいたかった。

<加納委員>

生涯学習課の方からは、重点的取組みになっているというような話はなかったが、このよ

うな男女共同参画の市民会議に参加していると、確かにそうだなと感じる。パパの子育て参加は、以前から大事だと思っていたので、今年度も実施していく。昨年度から、おじいちゃん・おばあちゃんの参加の話もでていたので、今年度はファミリー講座を開催する。男女共同参画の子育ての取組としても、おじいちゃんを対象としても良いと思う。パパ・ママではなくおじいちゃん・おばあちゃんが子どもを連れてきても良いと思うので、家族皆で育児をサポートしていき、お母さんの負担を軽減していけると良い。

<渡邊副会長>

今後は、担当課から男女共同参画プランに関わる企画であることを関係団体など参加している人へ一言伝えてほしい。

<鈴木委員>

自主防災会における女性の参画について、昨年度は5.7%、今年度は8.0%。女性の参画はまだまだ低いと感じる。これはどのようなデータになるのか。

<事務局>

提出してもらった役員名簿で把握したデータになる。

<鈴木（清）委員>

地域の自主防災会でイベントをやるが、参加するのは大体女性だったのでどのようなデータか聞いた。各家庭で1人出てくださいというときも、女性の割合が断然多い。役員など仕切る側は男性が多く、参加する側は女性が多い。

<鈴木（順）委員>

実施計画結果について、前回こういう課題があったから、今回こういうように改善したというように示すと、より分かりやすいものになる。

<尾崎委員>

管理職の積極的登用について、人事課が女性部長を1名としているが、実施計画をみると、具体的にどのような施策をしているのか分かりにくい。学校教育課の実施計画も同様。

防災については、充て職で委員などをきめている場合が多い。そのようにすると会議に出るのは男性で、実務部隊となるのは女性。その乖離点を埋めていくのが今後の課題となる。

実質上、西尾市の財産として取り組まれている企画が、意識化して取り組まれているのかというところが課題。あるものを上手く生かしていく視点が大事だと思う。

<嶋崎委員>

避難所運営などにおいて、女性が多くのことに気がついていても、何か肩書がないと前に出ていけないといった風潮もある。コミュニティの会長を対象に研修をするという実施計画があったが、避難所を運営するのは女性など多くの人が関わる。実際に動くのは女性が多い場合

が多いため、一般市民に向けて避難所運営に関する知識を広めていく取組が必要。何かおきた時に、みんな知らないでは良くない。勉強する機会は、市民全体に向けてあるべき。

<加藤会長>

市の男女共同参画に関わってきて20年弱になるが、残念ながら進歩どころか、退歩というのが現実。資料作成等に費用をかけるより、市役所や学校が進んで女性を登用することが大切。

小・中・高・大とずっと男女は平等としてやってきているのに、社会にでた途端、女性は萎縮してしまう、もしくはせざるお得不い状況になってしまう。家、学校、職場など社会のそれぞれのどこに具体的な問題があるのか明確にし、市や学校が具体的な対策を立てていかなければ、何も進歩していかない。よく弁解の言葉として、「声をかけても責任を持ちたくないと言って、女性の方は逃げる」という話を聞くが、責任を持って働けないような状況を作っているのは、社会の責任であると思う。やれるところから市役所や学校が率先してやって欲しい。

<鈴木委員>

市役所や学校もそうだが、地域にいくともっと男女共同参画の意識は進んでいない。年配の方が仕切っているのも、何かにつけて男性が決定権をもつような風潮がある。防災に関しては、炊き出しの際に女性部の方に動いてもらわないと困ると言っている人もいる。60代、70代の人々の考え方が今の若い人達とは少し違うと感じる。

<柳本アドバイザー>

今の防災の話の聞いていると、組織の中で決裁が必要、会長まで話を通す必要があるといったことがあると思うが、そこで融通をきかせて女性がやっていることは何かということ。例えば、大学の組織の中でいうと、ハラスメントの相談員さんが相談を受けた状況を少しでも良くするため、教授のところへ話を持っていくと、馬鹿にされるようなこともある。立場が異なることによって、いくら相談しても話が通らないといったことも少なくない。

家族の中の伝統的な役割分担意識が、防災や地域の活動など家庭以外のところでも再現されている。地域の自主性に任せて意識改革を期待しても何年経っても変わらないということであれば、行政の地域への積極的な介入も必要になってくるのではないか。市民の自主的な活動を押しえつけるようなものではなく、柔軟な対応を持って介入していくというのも考えていくべき。

<加藤会長>

以前は責任を持ちたくないといった理由で、町内会長を受けたがらない女性が多かったが今は昔ほどではなくなっているのでは。

<柳本アドバイザー>

先ほど、若い人たちは年配の方とは考え方が違うという意見があったが、若い人たちはど

のように考えているのか。やはり炊き出しは女性が行うといった考え方なのか。

<嶋崎委員>

以前は、女性の会で炊き出しも受け持っていたが、お断りをしたら炊き出しはなくなった。考え方としては、別に女性が行わなくてもいいという意識はあったが、誰が率先してやるか、継続してやるかということが大事。毎年変わっていく充て職の人だとやれないのが現実。安城などの進んでいる町では、自主的に防災を担当してやっている人がおり、何年も自分で引き受けて、名簿を作成したり、計画を立てたりして仕切ってやっている。

また、今の若い子たちは、家事や育児などは分担して協力してやっている。若い世代は、誰が炊き出しをやるのもできるし、協力するのは当たり前。年配の世代は、まだ家事に対して分業の意識があり、周りの目も気にしている。そのようなことを考えるとなかなか進まないのが現状だと思う。しかし、下の世代があがって時期がくれば必然的に女性が増えてくると思う。少しずつ西尾も変わってくると期待をしたい。

<柳本アドバイザー>

若年者調査をした時も、そのような気配は感じられた。だからこそ、学校での取組なども大切。学校でも、制服や名簿など社会のしがらみにとらわれているところはあるが、嶋崎さんが言ったように子どもたちの中にも変化はあると思う。変化の芽を摘まないことが、学校や地域に求められていることだと思う。

また、先ほど鈴木さんから指摘のあった年間実施計画調査シートについて、昨年度の実績を検証して今年度の課題を明らかにした上で、実施計画を聞くべきだったと思う。抽象的なものではなく、具体的にどのようなことをやるのか分かるものにしたほうが良い。

<事務局>

来年度は、今年度の実施評価を行なった上で1年間の実施計画を具体的に立ててもらうように改善したい。

<加藤会長>

最近の西尾市の女性職員の人事（登用）について事務局はどう思うか。

<事務局>

幹部職員を育てるための研修に積極的に女性職員が参加できているとは思っている。また、幹部職候補である係長級の職員は現在40%と以前より増えているので、その様子を見る限りでは今から順番に女性の幹部職員が増えていくのではと感じている。

<加藤会長>

市議会に出る部次長の女性割合も少ない。また、女性議員も3名と少ない。せめて、議会にできるような幹部職には積極的に登用をしてほしいと思う。

(2) 西尾市パートナーシップ宣誓制度導入について

<事務局よりパートナーシップ宣誓制度について説明>

○意見交換（主な意見）

<加藤会長>

パートナーシップの宣誓をすれば、扶養の部分においてもメリットはあるのか。

<事務局>

扶養と言ってもいろいろあると思うが、法律で定められたものになるので、法律が変わらないと難しいと思う。会社独自で定めたものに関しては適用できる可能性もあるが、本市における法律で定められたものは不可能。

<鈴木（清）委員>

市営住宅に住む場合、性的マイノリティの方は宣誓をしなければ住めないのか。その点においてメリットはあるのか。

<事務局>

市営住宅には入居条件というものがあるので、条件を満たすという点ではメリットがある。

<鈴木（清）委員>

民間のアパートでは、現実に夫婦でないと住めないといったような制限があるのか。

<他委員>

ある。

<事務局>

民間でも取扱いのあるところと無いところがあるが、宣誓証明証によって夫婦という関係でなくても入居しやすくなる可能性はある。

しかし、一番の目的は西尾市として、二人の関係を認めますといった制度であるため、当事者の方々の気持ちを汲むということ。

今、西尾市では外国人も多く、障害者などもおり、そういった方々も含めたマイノリティの方も住みやすい西尾市となるように多様性に関する取組を進めている。

<嶋崎委員>

一人一人が幸せになろうと思ったら、理解しなければならぬし、そのほうがお互いに楽しだと思ふ。また、当事者の方はそれ以上に悩んでいるのではと思ふ。男女共同参画の目的は、一人一人が幸せになるために、男女を問わずみんなができることをするという事なので、そういった意味では本当に大事なことの一つだと思ふ。そのような当事者の方が集まってく

る可能性もあるため、西尾市としてもさらに勉強しなくてはいけない。皆一人一人が幸せになりたいといった意識でないと、理解はできないのでは。

<渡邊委員>

市民の方の理解が得られないと、この制度を機に転入してきた方々が変な目で見られるなど、市民の中溶け込んで生活するというのも難しくなってしまう。ばらネットでも、また啓発事業を企画していけたらと思う。

<嶋崎委員>

「一人一人、みんなが幸せになりたいよね!」ということ市がこだわって説明していくべき。そうすれば少しずつ浸透していくと思う。

<加納委員>

この制度は、広報以外にも民生委員など個別に情報は流すのか。

<事務局>

個別には考えていないが、広く周知はしていきたいと考えている。

—柳本アドバイザーよりお話—

2点お話する。

1つめは、ハラスメント規制法が成立している件で、セクハラ、マタハラ、パワハラ、また、カスハラ（カスタマーハラスメント）や就活生に対するハラスメントなど多くのハラスメントの存在が背景にあり、今回の規制法も成立している。

また、参議院の本会議で児童福祉法、虐待法、DV防止法の改正などが成立して来年4月から施行される。虐待の関係だと、西尾市だと家庭児童支援課があると思うが、さまざま見直しがされると思う。今回、児童虐待にフォーカスが当たっているが、DV防止法の改正もあり、重要なことが2つ入っているため、ここで紹介したいと思う。一つは、DV防止法上の保護命令（接近禁止令・退去命令）の申請する人の範囲を広げるように検討すること。もう一つは、DV加害者の更生教育について検討して、3年を目処に必要な措置を講じるということ。どちらにしても、被害者が逃げるということを前提としていて、それではだめなんじゃないかということが言われている。被害者は名前も変えて、住む場所もわからないようにして、どこまでも逃げていかなければいけない。今回の児童福祉法や虐待法の改正とともに、DV防止法もそういう形での改正ということになればと思う。

続いて、パートナーシップ宣誓制度の件だが、市長の「気持ちを汲むもの」というのは分かるが、一方で、当事者が直面している生活上の困難というものが少なくとも、西尾市の中でパートナーシップ宣誓証明証があることによって解決の方向に向うのかということが重要なことだと思う。市民の啓発といった観点からも、市の施策推進といった観点からも、当事者の話を聞くことはとても重要だと思う。病院では他人の扱いをされ、面会に行

けないなどといったこともある。賃貸住宅の入居の件についても、民間へ市が介入するのは難しいことかもしれないが、先行している豊島区や東京都などでは区の中であれば民間の病院や賃貸住宅においてもきちんと趣旨を説明した上で、証明書がある場合は、夫婦と同等、もしくは準じる形で対応している。そのような「困難を除去する」といった効果も持つものとして、この制度が位置づけられるといいかなと思う。

また、パートナーシップ宣誓制度要綱の3条「双方が成年に達している」という箇所については、現行の婚姻では親の承諾があれば16歳もしくは18歳で婚姻できるということもあるので、あえて成年にしたということでは何か意味があると思うので、また話を聞きたいと思う。

以上